

(公印割印省略)

3小長第1508号  
令和3年10月22日

地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 様  
看護小規模多機能型居宅介護支援事業者 管理者 様

小郡市長 加地 良光  
(長寿支援課介護保険係)

緊急事態宣言解除における新型コロナウイルス感染症に係る  
居宅介護（介護予防）支援業務に関する取扱いについて（通知）

標記の件について、9月30日をもって緊急事態宣言、10月14日をもって福岡コロナ警報がそれぞれ解除されたことを踏まえ、今後、以下のように取り扱うことといたします。

内容をご確認のうえ、貴事業所の職員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いの実施に伴い「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いの緩和について」（令和2年6月19日付2小長第603号）の取扱いは終了いたします。

記

1. 基本方針

- (1) アセスメント及びモニタリングについては、運営基準上、「利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会して行わなければならない」こととされています。

そのため、アセスメント等については、対面にて業務を行うことを基本とし、感染予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

ただし、特段の事情（※）がある場合に限り、代替措置も想定されます。その場合は、代替措置を行った明確な理由及び代替措置の詳細（確認方法、確認した相手及び内容等）を必ず記録し、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行ってください。

※特段の事情とは、感染拡大防止の観点から利用者及びその家族の事情（利用者又は職員に発熱等の症状がある場合など）により利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由のことです。

- (2) サービス担当者会議については、令和3年度運営基準改正により、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができます。以下の点を踏まえ、詳細は集団指導（小郡市）の資料等で確認してください。

①サービス担当者会議の参加者が参加可能であること

電子機器等が整備できないことを理由に、サービス担当者会議に不参加というのは適切ではありません。

②テレビ電話装置等の活用について、参加する利用者又はその家族の同意を得ること

厚生労働省作成「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より「サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておく必要があること」とされているため、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意が必要となり、併せてテレビ電話装置等を活用して行う場合の利用者への同意は、担当者会議の記録又は支援経過記録等への記載を行ってください。

2. 留意点

- (1) この通知については、必ずしも対面での業務が強要されるものではなく、利用者及び家族、他事業所等の状況を勘案し適切な対応をお願いします。
- (2) 本取扱いは、小郡市の被保険者を対象としておりますが、事業所の所在地または利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その内容での対応を行ってください。

■問合せ先

小郡市長寿支援課 介護保険係

TEL 0942-72-2111

(内線 452・453)

Fax 0942-73-4466